



埼玉県立上尾鷹の台高等学校

(全日制課程・普通科・単位制・男女共学)

令和5年度 入学者選抜生徒募集要項

I 募集人員及び出願資格

1 募集人員

全日制課程 普通科 男女 200名 (転編入学者枠2名を含む)

2 出願資格

次の(1)、(2)、(3)までのいずれかの条件を満たし、かつ(4)に該当する者でなければならない。ただし、高等学校又は特別支援学校高等部、若しくは中等教育学校の後期課程に在学している者は出願できない。また、併設型中高一貫教育を実施する中学校から併設型中高一貫教育を実施する高等学校への令和5年度入学予定者及び中等教育学校の前期課程から後期課程への令和5年度進級予定者は出願できない。

- (1) 令和5年3月31日までに中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業見込みの者若しくは中等教育学校の前期課程を修了する見込みの者
- (2) 中学校若しくはこれに準ずる学校若しくは義務教育学校を卒業した者若しくは中等教育学校の前期課程を修了した者
- (3) 中学校を卒業した者と同等以上の学力があると認められた者(学校教育法施行規則第95条の各号のいずれかに該当する者)
- (4) 保護者ととともに県内に居住し、かつ、入学後も引き続き県内に居住できる者若しくは別に定めるところにより、公立高等学校長が出願を承認した者

II 一般募集

1 出願資格

前記Iの「2 出願資格」に該当する者。

2 出願手続

- (1) 出願書類(各様式は、「令和5年度埼玉県公立高等学校入学者選抜実施要項」を参照のこと)

ア 入学願書(様式5)、受検票(様式5-2)

イ 入学選考手数料

志願者は、入学選考手数料(2,200円)として、「入学願書」の所定の位置に埼玉県収入証紙を貼って、消印しないで提出すること。なお、一度納入した入学選考手数料は返還しない。

ウ 調査書(様式1)

災害等やむを得ない事由で、所定の調査書を提出できないときは、その事由を記して、これに代わる参考となる資料を提出することができる。

エ 学習の記録等学年内評価分布表(様式3)及び学習の記録等一覧表(様式4)

出身中学校長(在学中中学校長を含む。以下同じ)が本校校長に提出する。過年度の卒業生が出願する場合及び隣接県の隣接学区以外の県外中学校から出願する場合は、提出する必要はない。

オ 提出された書類は、特に定めのある場合を除き返却しない。

(2) 出願書類の提出方法 ※原則、中学校がまとめて郵送による出願とする。

	郵送する場合	志願者が持参する場合
提出書類	入学願書、受検票、調査書を同封する。	入学願書、受検票、調査書を同時に提出する。
提出期間 及び 受付時間	令和5年2月9日(木)を配達指定日とすること。	令和5年2月10日(金) 午前9時から正午まで及び 午後1時から午後4時30分まで 2月13日(月) 午前9時から正午まで
提出先	本校	
提出方法	「簡易書留」等、配達記録が残る扱いとし、封筒の表には「入学願書等在中」と朱書きすること。 受検票の裏面に返信先の「郵便番号」「住所」「氏名」を記入し、223円分の切手を貼ること。(63円+特定記録郵便代160円) この他に定められた提出書類がある場合は、同時に提出すること。	窓口に持参する。 この他に定められた提出書類がある場合は、同時に提出すること。
受検票の 交 付	本校校長は、「受検票」(様式5-2)を2月13日(月)午後3時までに特定記録郵便にて郵送手続きをおこなう。	本校校長は、「入学願書」等を受理した後、「受検票」(様式5-2)を交付する。

3 併願

本校に「入学願書」を提出した者は、他の県公立高等学校及び県立特別支援学校に「入学願書」を提出することはできない。

4 志願先変更

(1) 期間

志願者は、次の期間内に1回に限り、志願先を変更することができる。

なお、一般募集による入学者選抜に出願した者については、帰国生徒特別選抜又は外国人特別選抜の出願資格を有する者であっても、帰国生徒特別選抜又は外国人特別選抜へ志願先変更をすることはできない。

変更期間 令和5年2月15日(水)から2月16日(木)まで

受付時間は、2月15日(水)は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時30分まで
2月16日(木)は、午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時までとする。

(2) 手続

志願先変更を希望する者は、出身中学校長を経て、「志願先変更願」(様式8)及び受検票を、先に出席した高等学校長に持参により提出し、「志願先変更証明書」(様式9)の交付を受けた後、新たに出席手続をとること。ただし、上記(1)の期間内に手続を完了させること。

(3) 入学選考手数料

ア 本校から他の県立高等学校全日制課程へ、又は他の県立高等学校全日制課程から本校へ志願先を変更する場合は、改めて納入する必要はない。

イ 定時制の課程から本校に志願先を変更する場合は、入学願書の所定の位置に**不足分の額の埼玉県収**

入証紙を貼って、消印しないで提出すること。

ウ 本校から市立高等学校へ志願先を変更する場合、又は、市立高等学校から本校へ志願先を変更する場合は、改めて所定の手続きにより納入すること。

エ 一度納入した入学選考手数料は返還しない。

5 志願取消

志願取消を希望する者は、出身中学校長を経て、「志願取消届」（様式10）及び受検票を速やかに本校校長に持参により提出すること。

6 学力検査

(1) 志願者は、令和5年2月22日(水)に本校で行われる学力検査を受検しなければならない。

(2) 急病その他やむを得ない事情により学力検査を受検できない場合は、その事由を証明する書類を、出身中学校長を経て、当日までに本校校長に提出しなければならない。

なお、追検査を受検する場合は「8 追検査」による。

(3) 学力検査は、国語、社会、数学、理科及び英語（リスニングテストを含む。）の5教科で実施する。

(4) 学力検査の日程は、次のとおりとする。

時間	8:45～ 9:20	9:25～10:15 (50分)	休 憩	10:35～11:25 (50分)	休 憩	11:45～12:35 (50分)	昼 食	13:30～14:20 (50分)	休 憩	14:40～15:30 (50分)
教科等	一般諸注意	国語		数学		社会		理科		英語

(5) 障害のある志願者に対する配慮事項及び配慮が必要な場合の手続、新型コロナウイルス感染症に関する対応については、「令和5年度埼玉県公立高等学校入学選抜実施要項」による。

7 入学許可候補者の発表

(1) 令和5年3月3日(金)午前9時にウェブによる発表を行い、午前10時に本校校内に受検番号を掲示する。電話、その他の問い合わせには一切応じない。

(2) 入学許可候補者は、受検票を持参し、本校校長から交付書類を受け取ること。

(3) 入学許可候補者が、やむを得ない事情により入学を辞退しようとするときは、辞退理由を記した「入学辞退届」（様式自由）を、出身中学校長を経て本校校長に持参により提出すること。

8 追検査

(1) 次のア又はイに該当する志願者は、令和5年3月6日(月)に実施する追検査を受検することができる。

ア インフルエンザ罹患をはじめとするやむを得ない事情により、学力検査を欠席した者

イ 学力検査当日、急な体調不良等により、学力検査を継続することが難しいと判断された者

(2) 出身中学校長は、志願者が学力検査を受検できなかった事情を踏まえ、追検査受検に該当すると判断した場合、速やかに本校校長に連絡とともに「追検査受検願」（様式16）を令和5年2月24日(金)正午までに本校校長に提出する。

(3) 本校校長は、追検査の受検を承認したときは、「追検査受検承認証」（様式17）及び、「追検査受検者個人カード（様式23）」を交付する。志願者は、追検査当日に必要な事項を記入の上、持参すること。

(4) 追検査は、国語、社会、数学、理科及び英語（リスニングテストを含む。）の5教科で実施する。

(5) 不登校の生徒などを対象とした特別な選抜、帰国生徒特別選抜による募集においては令和5年3月6日(月)に面接を実施する。

(6) 追検査入学許可候補者発表

日時	令和5年3月8日(水)午前9時
方法	電話による発表とする。 「追検査受検者個人カード（様式23）」に記載された電話番号に、本校から連絡する。

ア 入学許可候補者は、令和5年3月8日(水)に、受検票を持参し、本校において校長から交付書類を受け取ること。

イ 入学許可候補者が、やむを得ない事情により入学を辞退するときは、7の(3)に準ずる。

Ⅲ 不登校の生徒などを対象とした特別な選抜

1 募集人員等

一般募集で実施する。

募集人員は定めず、選抜要領に従って本校の実情に応じて選抜し、入学許可候補者を決定する。ただし、この選抜による入学許可候補者数は、募集人員に含まれる。

2 出願資格

令和5年3月31日までに中学校を卒業する見込みの者で、中学校在学中に一過性のつまずきなどにより不本意な中学校生活を送った者で、在学中学校長が、不登校の生徒などを対象とした特別な選抜による出願に該当すると認めた者。

3 出願手続

不登校の生徒などを対象とした特別な選抜を希望する者は、「自己申告書」（様式6）を、在学中学校長を経て、「入学願書」とともに、本校校長に提出する。

「入学願書」（様式5）の記入にあたっては、「特別選抜に関する申告欄」の「不登校の生徒などを対象とした特別な選抜」に○を付す。

4 志願先変更

志願先変更をする場合は、新たに志願する高等学校長に改めて「自己申告書」を提出する。

なお、先に志願した高等学校長に「自己申告書」を提出しなかった場合、志願先変更をする高等学校長に「自己申告書」を提出することはできない。

5 面接

- (1) 志願者は、令和5年2月22日(水)学力検査終了後、本校で行われる面接を受けなければならない。
- (2) 「追検査受検承認証」が交付された志願者は、令和5年3月6日(月)追検査終了後、本校で行われる面接を受けなければならない。
- (3) 面接は個人面接で行う。

6 その他

上記以外の事項については、「Ⅱ 一般募集」による。

Ⅳ 帰国生徒特別選抜による募集

「令和5年度埼玉県公立高等学校入学者選抜実施要項」により実施する。

埼玉県立上尾鷹の台高等学校
〒362-0021 埼玉県上尾市原市2800番地

電話 048(722)1246
FAX 048(720)1013